愛媛県 道路附属物等個別施設計画

(横断歩道橋・シェッド・大型カルバート・門型標識等)









令和7年7月 愛媛県土木部 道路維持課

	目 次	
1.	対象施設	1
2.	現状と課題	1
3.	メンテナンスサイクルの基本的な考え方	4
4.	計画期間	5
5.	優先順位	5
6.	施設の状態・対策実施時期	6
7.	新技術等の活用及び費用の縮減に関する方針	8
* !	別添 道路附属物等一覧表	

1. 対象施設

本計画の対象とする施設は、愛媛県が管理する横断歩道橋、シェッド、大型カルバート、門型標識等とします。

2. 現状と課題

2.1 管内の道路概要

愛媛県が管理している道路は、補助国道 13 路線 (615.9km)、主要地方道 54 路線 (1,092.4km)、一般県道 190 路線 (1,828.5km)、総延長 3,536.9km となっています (令和6年4月現在。一般県道今治大三島自転車道線及び松山川内自転車道線を含む)。

2.2 管内の施設概要

愛媛県が管理する道路附属物等は、128施設(令和7年3月時点)となっています。

表 1 愛媛県の管理する道路附属物等の数(令和7年3月時点)

	補助国道	主要地方道	一般県道	合計
横断歩道橋	9	29	20	58
シェッド	0	3	0	3
大型カルバート	2	1	2	5
門型標識等	29	27	6	62
道路附属物 合計	40	60	28	128

2.3 道路附属物等の現状と課題

令和7年3月末時点、愛媛県が管理する道路附属物等は128箇所あります。このうち建設後50年を経過する施設は、建設年次が不明な施設(11箇所)を除いて現在約27%であり、10年後には約38%、20年後には約60%となります。今後、施設の高齢化が急速に進み、これに伴って維持管理費が急速に増大することが予想されることから、定期点検による施設の状態把握や点検結果に基づく対策を計画的に実施していくことが必要となっています。

本計画の対象とする道路附属物等は、通行空間の上部に設置している大型の施設であるため、 取付部の不具合による部品・部材の落下や施設の倒壊・転倒等が生じた場合は、道路利用者に重 大な影響が生じるおそれがあります。定期点検を適切に実施し、点検結果を踏まえた適切な措置 を行うことで、道路利用者等への被害を防止して安全で合理的な管理を行う必要があります。



図 1 建設後 50 年以上の施設の割合の増加

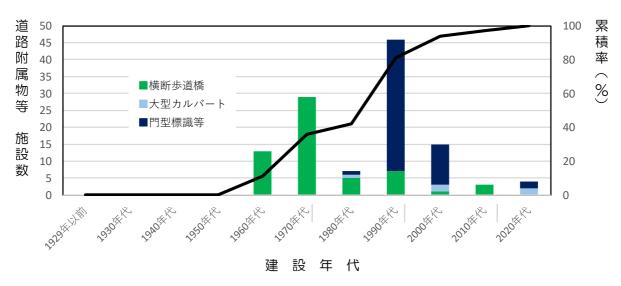


図 2 建設年代別の施設数分布

2.4 計画の位置づけ

愛媛県では、高度経済成長期に生活・福祉の向上や経済活動に必要な道路やダムをはじめとする数多くの公共土木施設を整備してきました。

今日では、これらの多くの施設が老朽化し、近い将来、一斉更新や大規模改修の時期を迎える とともに、大規模災害に備え、施設の耐震化など防災面での対策も急がれることから、厳しい財 政状況の下、公共土木施設等の維持管理・更新等に係る多額の費用をいかに確保し、適正に実施 していくかが喫緊の課題となっています。

このため、国では、平成25年11月に「インフラ長寿命化基本計画」を策定し、国と地方公共団体が一丸となって戦略的に公共施設の維持管理・更新等を推進する姿勢を打ち出すとともに、地方公共団体にインフラ長寿命化計画(行動計画)の策定を要請しました。

愛媛県では、こうした国の動きと歩調を合わせ、平成29年3月にインフラ施設を含め、全ての県有施設等について、全庁的かつ経営的視点に立った取組を推進するための基本方針として、「愛媛県公共施設等総合管理計画」を策定するとともに、個別施設計画についても順次策定してきました。

「愛媛県道路附属物等個別施設計画」は、「愛媛県公共施設等総合管理計画」で策定すると定められた個別施設計画です。

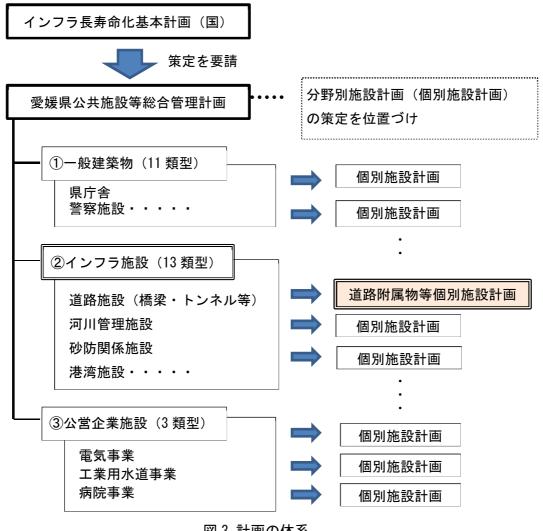


図3 計画の体系

3. メンテナンスサイクルの基本的な考え方

国は、平成24年12月2日に発生した中央自動車道笹子トンネル天井板落下事故を受け、平成26年7月に、全ての道路管理者に、近接目視による道路施設(橋梁・トンネル等)の定期点検を5年に1度行うことを義務づけました。

愛媛県においても国の方針に基づき、道路附属物等の老朽化対策の本格実施にあたり「点検」 ⇒「診断」⇒「措置」⇒「記録」というメンテナンスサイクルを着実に回し、適切な維持管理に 努めていきます。

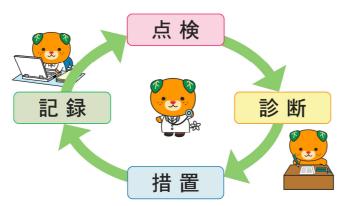


図 4 メンテナンスサイクルの構築

1)点検

道路附属物等の点検は、「愛媛県横断歩道橋定期点検マニュアル」、「愛媛県門型標識等定期 点検マニュアル」、「愛媛県シェッド、大型カルバート等定期点検マニュアル」に基づき、おおむ ね5年に1度、近接目視等により損傷程度の把握を行います。

②診断

点検を行った道路附属物等は、健全性の診断を行い、診断結果により下表のとおり区分します。

判定区分		状態				
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障は生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置 を講ずるべき状態				
Ш	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずるべき状態				
I	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが 望ましい状態				
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態				

表 2 定期点検における判定区分

③措置

点検・健全性の診断の結果に基づき、構造物の機能や性能を回復させることを目的に、対策を 行います。

4)記録

各種点検結果や補修等の履歴を記録、保存します。

4. 計画期間

計画期間は、5年に1回の定期点検サイクルを踏まえ、点検間隔が明らかとなるよう10年とし、令和6年度から令和15年度までとします。なお、計画については、点検結果等を踏まえ、毎年度更新をします。

5. 優先順位

点検結果に基づき、効率的な維持及び修繕が図られるよう必要な対策を講じます。

対策は、緊急措置段階「IV」の施設を最優先で実施するほか、早期措置段階「Ⅲ」の施設の対策に速やかに着手し、優先的に実施します。次いで、予防保全段階「Ⅱ」の施設のうち、塗装の劣化など耐久性能の低下が見られる施設や、劣化の進行により部品・部材の落下等によって道路利用者の安全に支障を生じる可能性がある施設などについて、順次対策を実施します。

6. 施設の状態・対策実施時期

6.1 定期点検結果

1巡目点検(平成28年度から平成30年度まで)、2巡目点検(令和3年度から令和5年度まで)及び3巡目点検(令和6年度から)の結果は下表に示すとおりです。

点検結果(道路附属物等) 合計 IV 1巡目点検結果(H28~H30) 横断歩道橋 Oシェッド O門型標識等 2巡目点検結果(R3~R5) 横断歩道橋 シェッド 門型標識等 O 3巡目点検結果(R6~) 横断歩道橋 シェッド O OOl 大型カルバート 門型標識等

表 3 定期点検結果

6.2 対策実施時期

管理施設において、下表の修繕計画のとおり修繕等の対策を予定しています。また、施設の諸元、直近における点検結果、対策内容及び着手完了予定年度については、道路附属物等一覧表のとおりです。

早期措置段階「Ⅲ」の施設は、速やかに対策に着手し、おおむね5年以内の対策完了を目指します。予防保全段階「Ⅱ」の施設は、年度ごとの事業費の平準化等も考慮しながら、優先度の高いものから順次対策を実施します。

なお、新たな点検結果や予算措置状況等に応じて、随時計画の見直しを行います。また、計画 期間内の事業費を平準化するため、対策実施時期が前後する場合があります。

判定区分		修繕計画(横断歩道橋)								
判定区分	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
I	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
$ lap{I}$	8	6	1	4	5	4	2	0	0	0
${ m I\hspace{1em}I}$	6	3	6	0	0	0	0	0	0	0
IV	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	14	9	7	4	5	4	2	0	0	0

表 4 修繕計画 (横断歩道橋のみ抜粋)

注:複数年度にまたがる計画は重複して集計

注:新設した施設など、初回点検を行っていない施設があるため、現在の施設数と異なります。また、現在撤去済みの施設は 除いています。

6.3 対策内容

点検結果に対する主な対策として、以下のような対策を行います。

◆ 横断歩道橋 塗装塗替 県道壬生川丹原線 堀越横断歩道橋 橋長 49.5m 1999 年建設







◆ 薄層舗装工 県道新居浜角野線 一宮歩道橋 延長 108m 1972 年建設







◆ 腐食した部材の取替 県道大洲保内線 桝形横断歩道橋 延長 39.6m 1969 年建設







◆ 門型標識の更新 国道319号 法皇トンネル付近







7. 新技術等の活用及び費用の縮減に関する方針

限りある予算や技術者の不足といった制約のなかで、今後、道路附属物等の老朽化対策に適切に対処していくためには、効率的な維持管理を可能とする新技術等の活用による費用の縮減や作業の効率化、施設の撤去・小規模化による合理化に取り組んでいく必要があります。各施設における新技術の活用や施設の集約化・撤去の方針、実施目標は以下のとおりです。

表 5 各施設の費用縮減のための方針および数値目標

施設名	新技術の活用	施設の集約化・撤去
全体	令和 15 年度までの 10 年間に実施する	社会経済情勢や損傷状況等を
	定期点検業務においては、管理する全て	踏まえ、施設の撤去・小規模化
	の施設で新技術活用の検討を行い、コス	による今後の補修及び維持管
	ト縮減や作業の効率化を図ります。	理費用の縮減を図ります。
横断步道橋	交通に与える影響を低減するため、ロボ	周辺状況の変化により利用が
	ットカメラ等による点検を約5箇所で	著しく減少している箇所で施
	実施し、約200千円のコスト縮減を図	設の廃止を検討し、2施設程度
	ります。	を撤去することにより、約
	要対策箇所については、NETIS 等に掲	74,000 千円のコスト縮減を
	載されている新技術を約 24 施設で活	図ります。
	用し、約4,800千円のコスト縮減及び	
	工程の短縮、作業の効率化を図ります。	
シェッド	交通に与える影響を低減するため、ドロ	現時点で集約化・撤去が可能と
大型カルバート	ーンやロボットカメラによる点検を約	なる施設は存在しないため、当
	3箇所で実施し、約240千円のコスト	面は集約化・撤去は行いません
	縮減を図ります。	が、今後の道路利用状況の変化
	新たに要対策箇所が確認された施設に	等を注視し、必要に応じて検討
	おいて、NETIS 等に掲載されている新	します。
	技術を活用し、工程の短縮や、作業の効	
	率化を図ります。	
門型標識等	支柱路面境界部のき裂、断面欠損、腐食	道路情報提供装置の更新時期
	状況を調査する際には、非破壊検査技術	に合わせて門型式から F 型式
	等の新技術を約 20 箇所で活用し、約	に小型化するなどして1施設
	1,600 千円の費用の縮減を図ります。	程度撤去し、約 15,000 千円
	新たに要対策箇所が確認された施設に	のコスト縮減を図ります。
	おいて、NETIS 等に掲載されている新	
	技術を活用し、工程の短縮や、作業の効	
	率化を図ります。	